

【フランス】 閣僚、国会議員等の利益相反行為の防止及び資産の届出

海外立法情報課 服部 有希

* 2013年10月11日に、政治倫理の向上を目的とする法律が制定された。同法は、閣僚や議員等の利益相反行為を防止する制度の創設や資産の届出制度の改正に関するものである。

1 立法の背景

フランソワ・オランド (François Hollande) 大統領は、2012年の大統領選の公約の柱の1つに「模範的な共和国 (République exemplaire)」の確立を掲げ、当選後の2012年5月には、政府構成員 (首相、大臣及び政務官) が遵守すべき政府構成員職務倫理憲章 (本誌 256号 (2013年6月刊) pp.26-40 参照) を制定するなど、政治倫理の向上に努めてきた。このような中で、特に法整備が必要とされてきたのは、利益相反 (conflits d'intérêts) 行為の防止である。前政権下の2011年1月26日に利益相反行為の防止に関する政府の報告書が提出され、現政権下ではリオネル・ジョスパン (Lionel Jospin) 元首相を座長とする委員会が2012年11月9日に提出した統治構造改革に関する報告書において利益相反行為の防止が1つの柱とされた。これらの報告書に基づき、2013年10月11日に、組織法律第2013-906号 (注1) (以下「組織法」) 及び法律第2013-907号 (注2) (以下「法」) が制定された。これらの法律の主な内容は、利益相反行為の防止、資産の届出制度の改正、利害関係の届出制度の創設、罰則の強化及び新機関の創設である。

2 利益相反及び回避義務

法では、利益相反の定義を、独立、公平、公正な職務の遂行に影響を及ぼす公益同士の競合又は公益と私益の競合の状態とした。次に掲げる職務にある者に利益相反関係があるときは、それぞれ次のような回避義務 (obligations d'abstention) が課せられる。①独立行政機関である評議会の評議員は、その審議に加わることができない。②コミューン (市町村に相当) の長及び助役、州及び県の知事及び副知事、コミューン間協力公施設法人 (コミューンの広域連合体) の長及び助役並びに地方行政の首長の職務の受任者 (代理人) については、その代理が置かれる。③公役務を行う者については、上司の裁量により、当該事務の担当を他の職員に変更する。回避義務の詳細は、デクレ (政令に相当) で定める。政府構成員 (首相、大臣及び政務官等) については、権力分立の観点から、法律ではなくデクレで定める (法第2条)。また、国会議員については、利益相反関係にある者の表決権を他の者に代理させる等の措置を法律で規定すると、表決権の一身専属的な性質を規定する憲法第27条に反するおそれがあるため、各議院規則に委ねることとした (法第3条)。

3 資産の届出及び利害の届出並びに罰則の強化

閣僚、議員等の資産の届出制度は、1988年に創設された（本誌254号（2012年12月刊）pp.35-72参照）。今回の改正では、届出義務者として、従来の大統領、政府構成員、国会議員、欧州議会議員、地方議会の議長、国営企業等の会長及び執行役等に、大臣官房の構成員、大統領補佐官、上下両院議長の補佐官、独立行政機関及び独立公共機関の構成員、閣議で任命する政府の職務を行う者を追加した。届出項目は、従前どおり、不動産、動産、有価証券、預金、海外口座等であるが、従来デクレで定めていたこれらの届出事項を法律で定めることとした（組織法第1条による選挙法典LO.第135-1条の改正並びに法第4条及び第11条）。

利害関係の届出は、すでに、上述の政府構成員職務倫理憲章のほか、両院も2011年にそれぞれ規則を設けていたが、今回法制化された。届出義務者は、資産の届出義務者と同様である。届出事項は、届出義務の対象となる職への就任時又は就任前の過去5年間に行った①報酬を伴う職業活動、②相談業務、③公共機関、民間機関、企業等の経営機関への参加並びに就任時の④企業への直接的な資本参加、⑤配偶者、内縁関係にある者及び民事連帯協約（*pacte civil de solidarité* : PACS）（注3）の相手方の職業活動、⑥公選による公職等である。また⑦無報酬の職務についても届け出る必要がある（組織法第1条による選挙法典LO.第135-1条の改正並びに法第4条及び第11条）。

罰則については、資産の届出を怠った者は罰金3万ユーロに処せられていたが、改正により罰則が強化され、資産及び利害の届出を怠った者は拘禁刑3年及び罰金45,000ユーロに処すこととした。

4 新機関の創設

これまで、資産の届出の審査は、政治活動の金銭的透明性に関する委員会（*Commission pour la transparence financière de la vie politique*）が行っていたが、改正により、同委員会に代えて、公的活動の透明性に関する高等機関（*Haute Autorité pour la transparence de la vie publique*）が創設された。同機関は、独立行政機関であり、大統領が任命する長官1人、コンセイユ・デタ（最高行政裁判所）、破毀院（最高司法裁判所）及び会計検査院の職員から各2人並びに下院議長及び上院議長が任命する者各1人の計9人で組織する（法第19条）。同機関の任務は、①上述の届出の受理、審査、管理等、②利益相反のおそれのある状況に関する意見の表明、③届出義務者による職業倫理に関する質問への回答、④個人の営利業務と政府の職又は地方の首長等との兼職に関する意見の表明である（法第20条）。

注（インターネット情報は2013年12月16日現在である。）

- (1) Loi organique n° 2013-906 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique. 組織法律とは、憲法の規定を明確化し、公権力の組織と運営の態様を定める法律である。
- (2) Loi n° 2013-907 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique.
- (3) 異性又は同性の者2人に婚姻に準じた法的地位を認める制度。